

この度の熊本地震により犠牲となられた方々に対しまして深く哀悼の意を表しますとともに、負傷・被災された方々及び避難されている方々、そのご家族・関係者の方々に、心よりお見舞い申し上げます。

また、被災者への救援と被災地の復旧支援のためにご尽力されている方々に深く敬意を表します。いまだ余震が続いています。皆様の安全と被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

トピックス

平成 28 年 4 月実施の改正（助成金、子ども・子育て拠出金）

平成 28 年 4 月から、雇用保険二事業の助成金等の見直しが行われています。

また、平成 28 年 4 月以後の月分の子ども・子育て拠出金について、その拠出金率の引き上げが行われています。確認しておきましょう。

平成 28 年 4 月から見直しが行われた助成金等

平成 28 年度予算の成立に伴い、次の助成金等について、新たなコースの新設、コースの整理統合、支給額の見直しなどが行われました。

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| ① 労働移動支援助成金 | ⑦ キャリアアップ助成金 |
| ② 高年齢者雇用安定助成金 | ⑧ 障害者トライアル雇用奨励金 |
| ③ 特定求職者雇用開発助成金(高年齢者雇用開発特別奨励金) | ⑨ 生涯現役起業支援助成金[新設] |
| ④ 地域雇用開発助成金 | ⑩ キャリア形成促進助成金 |
| ⑤ 両立支援等助成金 | ⑪ 認定訓練助成事業費補助金 |
| ⑥ 人材確保等支援助成金 | ⑫ 通年雇用奨励金 |
| | ⑬ 建設労働者確保育成助成金 |



たとえば、①の「労働移動支援助成金」の見直しは、そのうちの再就職支援奨励金の支給額の引き上げなどのほか、キャリア希望実現支援助成金を新設するといった内容になっています。

・キャリア希望実現支援助成金の概要(次のaとbの支援があります)

a 生涯現役移籍受入支援……生涯現役企業(65歳を超えて働くことのできる企業)が自発的にキャリアチェンジを希望する40歳以上60歳未満の労働者を移籍により受け入れた場合に1人当たり40万円を助成(一事業主につき、最大500人まで支給)。

b 移籍人材育成支援……従来の受入れ人材育成支援奨励金(人材育成支援)より移管。

☆ 個別の内容については、別途、ピックアップしてお伝えします。

子ども・子育て拠出金率の引き上げ



- ・平成 28 年 3 月分までの子ども・子育て拠出金率……0.15%(1,000 分の 1.5)
- ・平成 28 年 4 月分からの子ども・子育て拠出金率……0.20%(1,000 分の 2.0)

〔解説〕平成 28 年 4 月以後の月分の子ども・子育て拠出金の徴収から、「0.2%」が適用されることになりました。「子ども・子育て拠出金」は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主(一般事業主)が全額負担するものです。この「子ども・子育て拠出金」の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、子ども・子育て拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

☆ この拠出金は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が負担するもの(事業主の全額負担で、被保険者の負担はなし)です。



国民年金、厚生年金といった公的年金の額は、毎年度、物価や賃金、さらには被保険者数や平均余命の状況に応じて改定されることになっています(マクロ経済スライド)。

平成 28 年度は、各状況に照らし、法定の基準により判断した結果、前年度の額に据え置くこととされました(改定なし)。

しかし、被用者年金一元化法により端数処理が変更になったため、平成 28 年度の改定から、月額で数円の増減が生じることになります。

平成 28 年度の年金額の例

・新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例

	平成 27 年度 (月額)	平成 28 年度 (月額)
国民年金(老齢基礎年金(満額):1人分)	65,008 円	65,008 円
厚生年金*1(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	221,507 円	221,504 円*2

* 1 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。

* 2 上記表の厚生年金(報酬比例部分)の場合の端数処理
平成 27 年度の厚生年金(報酬比例部分)の年金額は、100円未満四捨五入のため、1,097,866円(年額)⇒1,097,900円(年額)でした。平成 28 年度については、1円未満四捨五入のため、1,097,866円(年額)となり、月額で3円変わります。



[参考]平成 28 年度の改定の基準と端数処理の変更

① 公的年金の額は、68歳到達年度前(新規裁定者)の受給権者については物価の変動、68歳到達年度以後(既裁定者)の受給権者については賃金の変動に応じて改定し、上昇する場合には、現役被保険者の減少と平均余命の伸びを勘案して定めた調整率により、その上昇を抑制することが原則となっています。

しかし、賃金の変動がマイナスで物価の変動がプラスとなる場合には、現役世代の保険料負担能力が低くなっていることに着目し、新規裁定者・既裁定者ともに改定なしとする例外的なルールも規定されています。平成 28 年度においては、このルールに該当し、前年度の額に据え置き(改定なし)とされました。

② 平成 27 年 10 月に施行された「被用者年金一元化法」により、一元化前の共済年金制度にあわせて、年金額(年額)の端数処理が、これまでの 100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められました。これにより、基礎年金が満額でない方の年金額や厚生年金の年金額については、基本的に各年金単位で年額 50 円以下の増減が生じることになります。

また、各支払期月(毎年偶数月の年 6 期)の支払額についても、これまで切り捨てていた 1 円未満の端数を、毎年 2 月に支払う年金にまとめて加算して支払うこととされました。

平成 28 年度の年金額による支払いは、通常、4 月分の年金が支払われる 6 月からです。端数処理の改正の影響で、数円ですが、支払額に違いが生じるようになります。

365 日の誕生花・花言葉

5 月 13 日



サツキ

花言葉：几帳面

サツキとツツジは別のもので思われることが多いですが、サツキもツツジ属です。サツキはツツジより遅れて咲き、やや花が小型で、ろう細工のような光沢の花を持つことが挙げられるのでしょうか。



〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F
TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065
URL:http://brainstar.jp

4月から「雇用・労働」「社会保険」はこう変わる！

雇用保険料率が引下げに

雇用保険料率（失業等給付）は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下げられました。また、雇用保険二事業の保険料率も0.5/1000引き下げられました。

これにより、一般の事業の雇用保険料率は11/1000（労働者負担4/1000+事業主負担7/1000）となります（平成27年度は13.5/1000）。

障害者に対する差別が禁止されます

すべての事業主を対象に、募集・採用、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、障害者に対する差別が禁止されました。

また、障害者一人ひとりの状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められることとなりました（ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合は、この限りではありません）。

女性の活躍推進に向けた計画の策定・届出が必要に

常時雇用する労働者の数が301人以上の一般事業主は、女性の活躍推進に向けた一般行動計画の策定・届出や情報公表等が義務付けられました。

常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主は、努力義務となっています。

介護（補償）給付の最高限度額および最低保障額が引上げに

労災保険法に基づく介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額が次のように変更となりました。

- ・最高限度額：介護を要する程度による区分に応じて→月額104,950円（+380円）、52,480円（+190円）
- ・最低保障額：介護を要する程度による区分に応じて→月額57,030円（+240円）、28,520円（+120円）。

健康保険の標準報酬月額が変更されました

健康保険の標準報酬月額の上限が、47等級（121万円）から50等級（標準報酬月額139万円。報酬月額1,355,000円以上）に引き上げられました。

併せて、標準賞与額の年間上限が540万円から573万円に引き上げられました。

平成28年度の年金額は据え置き

平成28年度の老齢基礎年金は、昨年度から据え置き、満額月65,008円となります。

平成28年度の国民年金保険料額は月16,260円（平成27年度15,590円）です。

熊本地震に伴い様々なお問合せがありますが、中でも特にお問合せの多い『地震に伴う休業に関する取扱い』についてお知らせします。

Q 今回の被災により事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合にどのようなことに心がければよいのでしょうか？

今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させる際には、労使がよく話し合って労働者の不利益を回避するように努力することが大切であるとともに、休業を余儀なくされた場合の支援策も活用し、労働者の保護を図るようお願いいたします。

Q 今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるとは？

労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられます。

他にも色々な事案がありますので、お気軽にブレインスターまでお問合せください。

ブレインスター福岡支店 労務相談室

TEL:092-791-6252

お 仕 事 カ レ ン ダー

5/31

5/10

- ・一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ
請負金額が1億8,000万円未満の工事
- ・4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

- ・4月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- ・自動車税の納付
- ・3月決算法人の確定申告・9月決算法人の中間申告
- ・6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告
- ・確定申告税額の延納届出による延納税額の納付

ブレインスターの新しい仲間です。



松井 宏充
(社会保険労務士)

4月1日に入社しました社会保険労務士の松井宏充です。
4月からリスク対策推進室を新設し、室長を務めます。
職場の安全、労務トラブルを防止するための最大限の努力をしても100%会社を守れない時代となってきました。有事の際に会社へのダメージを最小限にできるようなり
スク対策のご提案をしております。
何でもご相談ください。よろしくお願い致します。



三浦 拓生
(社会保険労務士)

4月1日に入社しました社会保険労務士の三浦と申します。
ブレインスターのリスク対策推進室に所属することになりました、
昭和53年11月2日生まれの37歳です。
損害保険、生命保険業界で14年の知識と経験を活かし、顧問先のお客様に貢献でき
ればと考えております。
お気軽にご相談ください。どうぞよろしくお願い致します。



上田 仁美

4月1日にブレインスターに入社しました上田仁美です。
ブレインスターの統括的管理を行っております。
臨床検査技師、医師事務作業補助、医療事務と医療職の経験しかありませんが、心
機一転、社会人一年生として頑張りたいと思います。
どうぞよろしくお願い致します。

プライバシーマークを取得しました

プライバシーマーク制度とは、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。

ブレインスターにおきましては、昨年よりこのプライバシーマーク取得を目指し準備を進めてまいりましたが、この度、審査に合格し、取得が認められました。

これからもより高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを運用して参ります。



18840039

社会保険労務士法人ブレインスター 創立10周年記念式典 中止のお知らせ

この度の平成28年熊本地震において被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

避難生活を余儀なくされている方、不自由・不慣れな中で生活され、あるいは業務を行って
いる方も、多数いらっしゃるかと存じます。

当社におきましては、熊本支店の職員は、家
屋等の被災はしているものの、怪我も無く全
員無事であることにまずは安心しておりま
す。

このような中、同じように被災されている
熊本県内の事業所様、他県の事業所様やお取
引先様からも、温かいお言葉や業務上のご配
慮、貴重な物資のご提供など様々なご支援を
頂き、職員一同、心より感謝しております。あ
りがとうございます。

なお、本年10月15日に予定しておりました
当社10周年の記念式典、及び翌16日に予定し
ておりました阿蘇東急ゴルフクラブでのコン
ペを中止させて頂くことに決定致しましたの
で、お知らせいたします。出席を予定してくだ
さっていた皆様には誠に申し訳ございません
が、一日も早い熊本の復興に向かって、福岡支
店の職員も含め、全職員一丸となって取り組
んでいく所存でございますので、ご理解とご
協力の程、お願い申し上げます。

最後になりましたが、いまだ余震が続く
不安な日々をお過ごしのことと存じます。ま
ずは安全の確保と健康保持を第一に、一刻も
早く落ち着いた生活に戻れますことを心より
お祈り申し上げます。